

住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業に係る支援事業者募集要項

1 目的

群馬県（以下「県」という。）では、令和7年（2025年）3月に「グリーンイノベーション群馬戦略2035」を制定し、新・群馬県総合計画（ビジョン）で描く「誰もが幸福を感じられる自立分散型社会」や、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現といった将来の姿も念頭に置き、県内への再生可能エネルギーの導入拡大や産業分野でのグリーンイノベーション創出を促進するため、民間投資を呼び込む観点から長期的な目標や2035年までの戦略を定めて、住宅・工場・事業場等への太陽光発電設備や蓄電池の導入支援策を実施することとしている。

本事業は、上記導入支援策の一環として、住宅用太陽光発電設備及び蓄電池（以下「住宅用太陽光発電設備等」という。）の購入希望者を募り、一括して発注し、購入してもらうことで設備等導入時の初期費用を低減させ、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とする。

本要項は、住宅用太陽光発電設備等の購入を希望する県民を募り、住宅用太陽光発電設備等の普及促進を図る事業について、県と共同で事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

（1）事業名

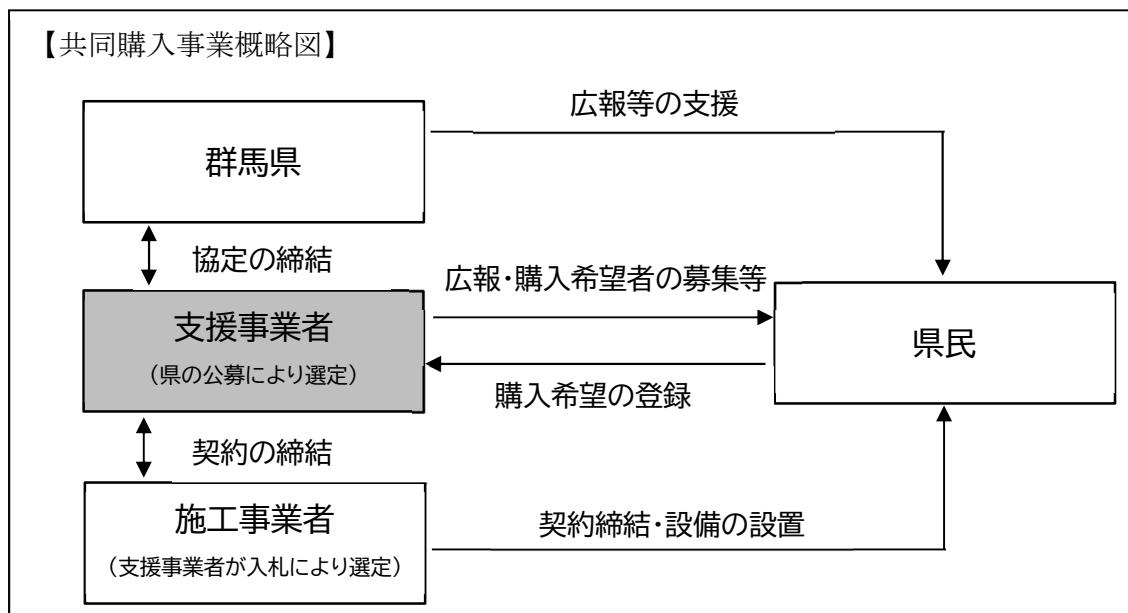
住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業

（2）事業内容

住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（3）事業実施に係る費用

本事業に要する経費は、支援事業者が住宅用太陽光発電設備等の施工事業者から得る契約件数に応じた手数料や自己資金等を充てることとし、県は負担しないものとする。



3 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とする。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。
- (2) 県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 住宅用太陽光発電設備等について精通していること。
- (7) 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (8) 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- (9) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として重複して応募しないこと。
- (10) 共同事業体で応募する場合においては代表する法人を定めること。

4 日程（予定）

- (1) 公告（募集開始） 令和 7 年 12 月 22 日（月）
- (2) 質問受付 令和 8 年 1 月 14 日（水）正午必着
- (3) 参加申込 令和 8 年 1 月 16 日（金）正午必着
- (4) 質問回答 令和 8 年 1 月 21 日（水）まで
- (5) 応募書類提出期限 令和 8 年 1 月 30 日（金）正午必着
- (6) 結果通知 令和 8 年 2 月中旬頃

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、すべて「質問書」（様式 2）にて行うものとし、質問書は電子メールで提出すること。件名は「（質問）住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業」とすること。また、提出した旨を電話で連絡すること。

(2) 質問書の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和 8 年 1 月 14 日（水）正午必着
イ 提出先 「14 連絡・問合せ先」に同じ

(3) 回答

全ての質問に対する回答は、質問者名を伏せて令和 8 年 1 月 21 日（水）までに質問者及び参加申込のあった全事業者へメール送信する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は

修正事項とみなす。

6 参加申込書

(1) 参加申込書の提出

「参加申込書」(様式1)を電子メールで提出すること。件名は「(参加申込) 住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業」とすること。また、提出した旨を電話で連絡すること。

(2) 参加申込書の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和8年1月16日(金)正午必着
- イ 提出先 「14 連絡・問合せ先」に同じ

7 応募書類の提出

次に掲げる書類を作成し、令和8年1月30日(金)正午までに、電子メールで提出すること。

ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(1) 提出書類

- ア 事業計画書(様式3)
- イ 事業者調書(様式4)
- ウ 誓約書(様式5)
- エ 直近2事業年度の財務諸表の写し(貸借対照表及び損益計算書)
- オ 群馬県税の納税証明書

…3か月以内に発行されたもの。「県税に滞納がないことの証明(完納証明・規則第45条の3様式)」とする。県内に事業所がない場合は、本店を所管する都道府県税事務所が発行するものに代えることとする。

カ 収支見込等(任意様式)

…本事業に関する収支見込、手数料率及び手数料率算定の基礎となる資料を提出すること。なお、単年度又は複数年度において事業収支が成り立つ計画であること。

キ 会社概要書

…設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたもの。パンフレット等による代替も可とする。

ク 国、又は地方公共団体において実施した住宅用太陽光発電設備等の共同購入支援事業又は類似の共同購入支援事業の契約書等の写し(3件まで)

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。件名は「(応募書類) 住宅用太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入事業」とすること。また、提出した旨を電話で連絡すること。(県のメールシステムの設定上、7MBを超えるメールの受信はできません。7MBを超える場合はその旨をご連絡ください。別途送信方法をご案内します。また、ZIPファイルで提出する場合は、必ずパスワードを設定してください。)

(3) 応募書類の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和8年1月30日(金)正午必着

イ 提出先 「14 連絡・問合せ先」に同じ

(4) その他注意事項

- ・提出された応募書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・応募は、1者につき1提案とする。
- ・提出された応募書類等は、提出後に内容を変更することはできない。ただし、県が補正等を求める場合はこの限りではない。
- ・この応募に係る手続、提出書類等で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに県へ連絡し、その旨を書面にて提出すること。

8 審査

審査会において、「9 審査基準」に基づく事業計画書の審査を行い、最も優れた提案をした者を支援事業者として決定する。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しない。ただし、審査する上で必要が生じた場合にヒアリング等を実施することがある。

9 審査基準

次のとおり、審査項目について、採点基準により採点し、総合点を集計する。

審査項目	審査基準	配点
事業主体	実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 (技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等)
	事業実績	<ul style="list-style-type: none">・本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか。
	財務状況	<ul style="list-style-type: none">・事業者の経営状況は安定しているか。
事業内容	購入希望者の募集 (広告宣伝)	<ul style="list-style-type: none">・より多くの購入希望者が集まる効果的、効率的な広告宣伝の手法（使用する媒体）や内容となっているか。・購入希望者への情報提供・説明が効果的になされる創意工夫があるか。
	施工事業者等の選定	<ul style="list-style-type: none">・財務状況、人員、施工実績等を考慮して、より経済的かつ安全に住宅用太陽光発電設備等を設置できる選定方法がとられているか。
	施工検査	<ul style="list-style-type: none">・住宅用太陽光発電設備等の施工に関して、専門的知見を有する者による実施体制、実施方法がとられている

		か。	
	問合せ対応 (コールセンターの設置等)	・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 ・専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成が行われているか。	
	リスク管理	・想定されるリスクへの対応策が講じられているか。 (購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策(想定される全般的なトラブル防止策)、施工事業者の余剰在庫を防止する方策、個人情報管理の方策等)	
総合評価	事業計画 (総合評価)	・事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等(募集から施工までの円滑な事業運営、支援事業者が一定のリスクを負うか等)を含めた本事業全体の総合評価。	25点
合計		—	100点

- ・事業内容については、できる限り具体的な提案内容を記載すること。
- ・審査委員の平均得点が60点を下回った場合は、失格とする。
- ・合計得点が同点であった場合は、次の方法で選定する。
 - (1)「事業内容(配点50点)」の合計得点が最も高い提案を採用する。
 - (2) (1)が同点であった場合は、「総合評価」の合計得点が最も高い提案を採用する。
 - (3) (2)が同点であった場合は、審査会の審議で選定する。

10 失格事項

- 次にいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。
- ア この要件に定めた資格・要件が備わっていないとき
 - イ 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
 - ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
 - エ 提出書類に虚偽または不正があったとき
 - オ 選考の公平性を害する行為があったとき

11 審査結果

令和8年2月中旬頃に、すべての応募者に電子メールで通知する。

12 協定の締結

- (1) 協定の締結

県と支援事業者の協定の内容については、別途協議を行い、協議が整った場合には、協定を締結する。なお、協議が整わない場合は、審査の次点者を支援事業者とし、同様の手続きを行う。

（2）協定期間

ア 協定締結日から令和9年3月31日までとする。

イ 事業の実績等を勘案し、期間満了の1か月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で更に1年間継続することとし、以後も同様とする。なお、仕様書に記載の年度については、協定期間を継続した場合は都度、当該年度に読み替えることとする。

13 その他留意事項

（1）採用された事業計画の内容については、必要に応じて一部変更又は修正を行う場合がある。

（2）応募の際に提出された書類に係る著作権は、支援事業者に帰属する。ただし、本事業に係る場合に限り、県は応募書類に記載されたデータを使用できるものとする。

また、本事業の実施に伴い発生する著作権（著作権法第21条から第28条までの権利）は、原則、著作者の許可を得ず、県は無償で使用することができるものとする。

（3）県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

（4）申込状況及び審査に関する質疑、照会には一切応じない。

（5）応募内容について照会、確認を行う場合があるため、応募書類一式は、必ず写しを協定期間終了まで保管すること。

14 連絡・問合せ先

群馬県知事戦略部グリーンイノベーション推進課

再生可能エネルギー推進室再生可能エネルギー推進係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1（16階北）

（電話）027-226-3271（平日の8:30～17:15。但し、12:00～13:00を除く）

（E-mail）guriibe@pref.gunma.lg.jp